

7. 除菌・消毒業務仕様書

1. 目的

東京都障害者総合スポーツセンター（以下「甲」という。）の新型コロナウイルス感染予防の情勢を受け、建物内の来館者等が触れる部位について除菌・消毒作業を行い、良好な環境を維持するための業務委託にかかる仕様を定めたものである。

2. 作業区域及び対象場所等

作業区域：東京都障害者総合スポーツセンター（消毒箇所リスト参照）

対象場所：共用スペース設置ソファ・ベンチ

- ：エレベーター操作盤・建物出入り口やごみ置き場、集会室等
- ：各室共用のドアノブやハンドル
- ：トイレ・給湯室・浴室や給水場所の蛇口等
- ：各更衣室内及び宿泊室内
- ：各階設置している自動販売機等

3. 作業内容

- ① ペーパータオルやダスター、ウエス等に十分に溶剤を含ませて拭き、自然乾燥させる。
- ② 金属部位に使用した場合は、10分後水拭きする。
- ③ 作業に当たっては、マスク及びゴム手袋等を装着する。
- ④ 消毒作業時には、清掃作業時に着用するものとは色分けなど別の手袋を用意する。
- ⑤ ダスター、ウエス等は、1か所ごとと交換し、複数個所で使用したダスター・ウエス等を使用しない。
- ⑥ ダスター、ウエス等は、トイレ、給湯室、共用部などで共用しない。
- ⑦ ダスター、ウエス等は色落ちすることが考えられるため、白色使用。
- ⑧ 使用済みのダスター、タオルは消毒に使用した同濃度の次亜塩素酸水 30分漬けた後に洗濯。

4. 使用溶剤

- ① 次亜塩素酸ナトリウム水（0.025%）
- ② キッチンハイター等、次亜塩素酸を5%含む溶剤を使用する場合、蓋1杯5mlを水1ℓで希釈して使用。
- ③ 0.025%の低濃度液は、24時間毎につくり替える。

5. 作業時間及び回数

作業時間は開館日の9時から20時30分とし、原則、トイレは1時間ごとの消毒、共用エリアは90分ごとの消毒とする。

宿泊棟の作業時間は 15 時から 23 時とし、上記に加えトイレ及び浴室は、使用ごとの消毒とする。

6. 作業計画書の提出

受託者（以下「乙」という。）は契約締結後速やかに本仕様書に基づき、年間作業計画書を提出すること。

7. 検査

各作業終了後、その都度甲の検査を受けること。

8. その他

- ① 乙は、消毒スタッフに毎朝の検温を徹底し、体調不良者は業務を行わないよう、指導すること。
- ② 乙は、消毒スタッフにゴム手袋を着用させ、終了後の手洗いを徹底すること。
- ③ 詳細及び不明な点は、予め甲と協議することとし、本仕様書に記載のない事項については、甲の指示によることとする。